

平成18年10月18日

「あさひ」加入予定の皆様へ

農事組合法人 あさひ 代表(予定) 阿部 敬一
新潟農業普及指導センター

10月18日、農事組合法人 あさひ(仮称) 発起人会を行いました。加入予定の皆様、本間農業委員、普及センターの渡辺・工藤が集まりました。皆さんと話あった内容を次のようにまとめました。

農業生産法人 あさひの概要説明

◎7月30日の集落普請時に提示した法人の基本的枠組みの再確認を行いました。

- ・平成19年から田植え作業を法人で行います(田植機は各自で処分)。
- ・機械(トラクター以外)は自分で買わない。
平成22年に法人で作業場、乾燥機、コンバインを取得する計画です。

- ・稲作に関する経理は、収入・支出を法人で一元化。
- ・稲作の所得は現在とあまり変わらない方向です。

◎来年度からの稲作作業について

- ・肥料・農薬は統一資材を使います。
- ・田植えは共同作業。田植え以外は従来どおり各自が各自の田を管理、収穫します。

法人化スケジュールは

- H18 12月 設立総会
- H19 1月 法人登記
利用権設定
認定農業者申請
- H19 4月 品目横断対策加入



役員の選任について

- 役員(案)が了承されました。
代表 阿部 敬一
副組合長 鷺尾 紀夫
会計 保苺 浩
栽培 鷺尾 幸治
機械作業 鷺尾 清正
監事 保苺 秀次

定款について

- 出資金は一口5千円、設立時には10口5万円で加入。(将来の員外利用増加を見越して)

Q&Aから

- 飯米は経理上法人から買い取る形になります。
- 赤字でも法人住民税がかかります。
- 2年後から消費税の支払が必要です。

経営試算・事業計画について

- 法人での機械所有で生産コストを低減。品目横断対策加入で米価下落時に収入補てんされます。
- 平成22年から収穫・乾燥を法人で行う計画です。

土地の貸し借りについて

- 法人で基本ルールを決めます。
- 農業委員に調整役になってもらい、黒鳥地区全体で統一できるように働きかけます。